～交通安全ニュース松江～

しっかり じっくり みて 通信

令和4年3月号
松江警察署

交通情報

安全運転管理者の業務の拡充について

道路交通法施行規則一部改正により、安全運転管理者による運転者の運転前後のアルコールチェックが義務化されます。

令和４年４月１日施行

☑運転前後の運転者の状態を目視等で確認することにより、運転者の酒気帯びの有無を確認すること。
☑酒気帯びの有無について記録し、記録を１年間保存すること

令和４年10月１日施行

☑運転者の酒気帯びの有無の確認をアルコール検知器を用いて行うこと
☑アルコール検知器を常時有効に保持すること

【確認のタイミング】
個々の運転の直前・直後にその都度行うのではなく、運転を含む業務の開始前、終了時に行えばよいものとなります。

【確認方法】
運転者の顔色、呼気の臭い、応答の声の調子等で確認してください。対面が原則ですが、直行直帰の場合は、対面に準ずる方法で行ってください。10月1日からはアルコール検知器による確認が必要となります。
『例』・カメラ、モニター等によって検知器による測定結果を確認。
・運転者と直接対話できる方法によって、検知器による測定結果を報告。

【アルコール検知器の性能等】
製作者が定めた取扱説明書に基づき適正に使用、管理及び保守に努め、定期的に機器の故障の有無を確認し、故障していないものを使用してください。また、検知後、アルコールの有無又はその濃度を警告音、警告灯、数値を示す機能を有するものを使用してください。

【確認内容の記録】
「確認者名」「運転者」「運転業務に係る自動車の登録番号等」「確認日時」「確認方法（検知器の使用の有無、具体的方法）」「酒気帯びの有無」「指示事項」「その他必要な事項」を記録しておくことが必要となります。

～松江警察署の２月の行事～

社会福祉法人上口福祉会 飲酒運転追放署名簿提出式

立入検査の実施

１月から２月にかけて自動車運転代行業者の事務所に赴き立入り検査を行いました。簿冊等や随伴車両の保管管理状況の確認を行い、改善する部分については指導助言を行いました。

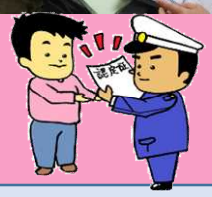

交通事故の発生状況

令和4年2月末日現在
（　）内は前年同期比

しじみ通信は、松江警察署のホームページからでも、閲覧できます。

		発生件数	死者数	負傷者数
島根県内		125件（±0件）	2件（+１件）	136件（−9件）
松江市内	松江署管内（一般道）	38件（−4件）	1件（+１件）	43件（−4件）